

# 千葉市DV防止・支援基本計画の実施状況及び評価について

平成24年度から平成27年度までを計画期間とした現行計画は、「DVの根絶」を基本理念として、4つの基本方針、9つの施策の方向を設定し、33の施策と48の取り組みにより、DVの根絶に向けて計画的に取り組んでまいりました。

計画期間の途中ではありますが、取組内容に対して、取り組んだ内容及び実績等の実施状況を確認し、自己評価した上で、現行の取組内容の次期計画への位置づけを検討しました。

第2回千葉市男女共同参画審議会

資料2-2

計画内容				実施状況		自己評価	次期計画への位置づけ			
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標(指標)						
				計画策定時	計画終了時	取り組んだ内容	実績等			
基本方針Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1. DV防止のための人権教育・啓発の推進	(1)子どもの頃からの人権教育の充実	■保育所(園)、幼稚園、学校などにおいて、生命・人権・人格を重んじた「人間尊重の教育」を推進する。	-	-	市内保育所(園)で保育指針に基づき人に対する愛情と信頼感、人権を大切にす心を育てる。	市内保育所(園)でH24～H26実施	△	継続実施	
				小・中・特別支援学校の人権担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育に関する研修を実施した。	小・中・特別支援学校でH24～H26実施					
		(2)若者に向けた啓発の実施	■関係機関と連携して、若者を対象とした「デートDV」の予防啓発を推進する。	中学校1校 高校2校 大学3校	中学校2校 高校2校 大学3校	中学生～大学生を対象にしたDV予防講座を実施した。  中学生向けのデートDV予防プログラムを開発し、中学校の職員が主体で実施できるようにした。	H24: 中学2校、高校1校、大学1校 H25: 中学1校、高校0校、大学3校 H26: 中学1校、高校2校、大学1校  H24 中学校向けプログラムを実施。 H25 指導案を作成。 H26 HP上に指導案を掲載  H26 中学校3校で独自にプログラムを実施。	○	継続実施	
				デートDV予防啓発リーフレットを作成し、大学、専門学校、関係各課へ配布した。	H26 リーフレットを33,000部作成し、市内大学11校、専門学校26校に配布並びに関係各課で配架。					
		(3)DVに対する正しい理解の普及の充実	■暴力を許さない地域社会づくりに向け、「女性に対する暴力をなくす運動」等に併せて、広報、啓発活動を行う。	-	-	男女共同参画センターで市民向け講座の実施した。  男女共同参画センターでDVに関する図書、資料などの展示した。	H25 「女性のためのエンパワメント連続講座」を実施。 H26 「女性のための自己防衛講座」を実施。  情報資料コーナーにて展示し、広報啓発H24～H26実施	○	継続実施	
				女性に対する暴力をなくす運動の実施(内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権の尊重をうたったもの)	児童虐待防止月間(11月)のイベントと合わせて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12～11/25)」としてパープルリボンキャンペーンを行い、啓発活動を実施した。(詳細は下記)					
		(4)児童虐待とDVに関する啓発の推進	■オレンジリボンキャンペーンとタイアップして、パープルリボンキャンペーンに取り組むとともに、「子どもの目の前でDVを行うことは、子どもへの心理的虐待である」という啓発を積極的に図る。	-	-	オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施した。  ※パープルリボンプログラムは国際的な女性に対する暴力根絶運動のことで、千葉市のパープルリボンキャンペーンは国の「女性に対する暴力をなくす運動」の一環で実施している。特にパープルリボンを推進する運動にはパープルリボンキャンペーンと名付けて活動を促進している。	児童虐待防止月間(11月)と「女性に対する暴力をなくす運動(11/12～11/25)」に合わせ啓発活動を実施した。 ①オレンジリボン・パープルリボンツリー展示(市役所、各区役所) ②11/12(水)県のDVキャンペーン共同主催。 市・児童虐待防止ボールペン(健全育成課)パープルリボンバッジ(男女共同参画課)を配布。 ③中央区ふるさと祭(10/19(日)中央公園)ツリー型のキルトを掲出し、来場者によるオレンジとパープルリボンを取り付けることによる意識啓発。(11月中、ハーモニープラザ、市役所、中央区役所等で展示)  上記の他、オレンジリボンキャンペーンの際に、子どもの頃から暴力のない家庭で育てられる環境がDV連鎖の防止につながることを、子どもの前でDVを行うことは児童虐待にあたることなどを伝え、DVに関しても啓発した。	○	継続実施	
				加害者対策のための国の調査研究、他自治体での取組み、民間団体の取組みについて情報収集に努める。	加害者対策のための国や他自治体の取組状況等についての情報収集した。	国や他自治体の取組み状況などについて情報収集したほか、加害者対策に取り組んでいる民間団体の情報をインターネット等で収集した。				
		2. DV防止への調査研究	(5)被害者及び加害者対策のあり方についての研究	■相談事例を分析する等、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努める。	-	-	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。	H26年度 スーパービジョン5回 DV事例検討会6回	○	継続実施
				■DVに関連した高齢者虐待、障害者虐待について、情報収集に努める。	-	-	婦人相談員の定例会議で、実際に関わったDVに関連した高齢者虐待、障害者虐待のケースについて情報を共有し、意見交換を行った。	H26 婦人相談員定例会12回実施	○	継続実施

計画内容				実施状況		自己評価	次期計画への位置づけ			
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標(指標)						
				計画策定時	計画終了時					
基本方針Ⅱ 相談機能の強化	3. 相談窓口の周知の強化	(6)市民や関係機関に対する広報の強化	■啓発ポスターやDVカード、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知する。	-	-	DV相談カードを作成し、相談窓口に関する情報を周知した。	H24～H25 DV相談カードを作成して、各区保健福祉センター、図書館、公民館、市立病院などに配架した。	○	継続実施	
			■保育所(園)、幼稚園、学校の職員や民生・児童委員、主任児童委員などに研修会を実施し、DVの理解を深め、被害者を早期に発見してもらうとともに、相談窓口の周知を図る。	-	保育所(園)、学校関係者、民生委員及び主任児童委員等に対し、年1回以上研修会の開催	小中特別支援学校の管理職対象のDVの基礎知識を含む人権教育に関する研修を実施した。	H24～H26 年1回実施した。			
			■配偶者等からの暴力に関する外国語パンフレットやチラシ、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。	-	外国語パンフレット作成500枚	外国人のDV被害防止のため、啓発リーフレットを作成し、ホームページで公開した。	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語の7か国語のリーフレットをホームページで公開した。			
	(7)外国人に対する相談窓口の周知	(8)相談者への情報の提供と助言	■男女共同参画センターや各区保健福祉センターでの相談窓口において、適切な情報提供を行う。	■相談者の立場に立ち、相談者の意向も十分理解した上で、必要な助言を行う。	-	-	外国人のDV被害防止のため、啓発リーフレットを作成し、ホームページで公開した。	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語の7か国語のリーフレットをホームページで公開した。	△	継続実施
							千葉県作成のリーフレットを各区保健福祉センター窓口及び国際交流協会へ配架した。	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、タイ語の6か国語のリーフレットを配架した。		
							男女共同参画センター相談業務 ①ハーモニー相談(女性向け) 火～金 10時～20時 土・日 10時～16時 ②男性電話相談の実施 金 18時30分～20時30分	各区こども家庭課相談業務 週4日 9時～16時30分		
	(9)相談員の専門性の向上とケアの充実	(10)外国人女性などへの支援の充実	■外国人女性がDVの相談や生活習慣や文化の違いについて、通訳を介して相談ができるように関係機関と連携を図る。	■相談員が困った時に相談できるよう、スーパービジョンの充実を図る。	スーパービジョンの内容と回数	スーパービジョンの内容と回数	相談に携わる職員向けの研修を実施し、資質の向上とスキルアップを図った。	H25年度 配偶者暴力相談支援センターの開設にあたり、職員研修会を3回実施	○	検討実施
					フェミニストカウンセラー7回	フェミニストカウンセラー、精神科医、弁護士等10回	スーパービジョンを実施した他、弁護士との事例検討会を実施。 弁護士又は被害者支援団体職員等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行った。	H26年度 スーパービジョン 5回 弁護士との事例検討会 6回 フェミニスト、弁護士の個別相談 11回		
					-	-	外国人女性の対応には、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたった。	相談の際、三者通訳サービスを利用した。		
	(11)被害者ニーズに沿った相談対応	(12)男性相談の実施	■高齢者や障害者など様々な困難を抱えるDV被害者のニーズにあった相談を行う。	■電話により、夫婦間のトラブルやDV加害者等、男性の様々な悩みや不安について男性の専門相談員による相談を行う。	-	-	在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者対策を行った。	H24 虐待217件(うち配偶者によるもの26件) H25 虐待247件(うち配偶者によるもの36件) H26 虐待251件(うち配偶者によるもの38件)	○	継続実施
					-	-	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行った。	H24 虐待24件(うち配偶者によるもの0件) H25 虐待27件(うち配偶者によるもの1件) H26 虐待41件(うち配偶者によるもの1件)		
					-	-	男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を実施した。 毎週金曜日 18時30分～20時30分	相談件数 H24:93件、H25:91件、H26:213件		

計画内容					実施状況		自己評価	次期計画への位置づけ		
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標(指標)		取り組んだ内容			実績等	
				計画策定時	計画終了時					
基本方針Ⅲ 被害者に対する切れ目のない支援の充実	5. 安全かつ円滑な相談体制の推進	(13)行政機関等で行う諸手続きの支援	■DV被害者が様々な相談窓口を訪れることによって疲弊を招いたり、相談漏れがないように、相談共通シートを作成し、区窓口で活用できるように整備する。	-	相談共通シートを作成し、6区で活用	H24 被害者が様々な相談窓口で使用できる相談共通シートを作成し、運用開始した。 活用に向けてDVの基礎知識及び窓口対応時の留意点等についての職員研修を実施した。 H25 各区で職員研修を実施した。 H26 各区で職員研修を実施した。	研修参加者 H24 123名 H25 139名 H26 108名	○	継続実施	
			■住民基本台帳(外国人を含む)、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当などの現行諸手続きが安全かつ円滑に進むようにDV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。	-	-	H25.3 H20に作成されたDV関係機関対応マニュアルを改訂をした。	H25.3DV関係機関対応マニュアルを改訂し、区役所、保健福祉センター、両市立病院、市役所内関係課などに配布した。	○	継続実施	
			■相談窓口において、安全確保に留意しつつ、秘密の保持の徹底につとめます。	-	-	-	加害者への情報漏えい等に常に留意しながら窓口業務に従事した。	-	○	継続実施
		(14)証明書の発行(住民基本台帳における支援措置)	■区役所に住民基本台帳における支援措置の申出のための証明書発行の受付と交付を行う。	-	-	住民基本台帳における支援措置の申出のための証明書発行の受付を男女共同参画センターで行った。 また、受付及び交付を区保健福祉センターで行った。	-	○	継続実施	
			■子ども未来局において証明書を発行する。	-	-	H25.10～は配偶者暴力相談支援センターにて証明書を発行	H25 29件(H25.10～H26.3) H26 112件	○	継続実施	
	(15)二次被害の防止	■DV被害者の二次被害を防ぐための窓口職員を対象とした研修会の充実を図る。	研修会2回	研修会3回	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施	【再掲】 H24～H26 毎年度各区1回実施(年6回実施)	○	継続実施		
	6. 一時保護から自立が図れるまで、きめ細やかな支援の充実		(16)一時保護に係る県や関係機関との連携	■千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、一時保護に取り組む。	-	-	各区子ども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、DV被害者の一時保護を行った。	一時保護実績 千葉県女性サポートセンター H24:26件 H25:27件 H26:34件 母子生活支援施設 H24:21件 H25:11件 H26:16件	○	継続実施
			(17)民間シェルターへの支援	■自立支援のため民間シェルター等への支援を行う。	支援団体数0団体	支援団体数1団体	民間シェルターの運営を支援した。	H24～H26 民間1団体へ運営の補助を行った。	○	継続実施
			(18)同行支援の充実	■新しい生活準備が安全に安心してできるように同行支援を実施する。	-	-	施設入所中のケース等について、婦人相談員が必要時施設に訪問し、役所や裁判所などへの同行支援を行った。	婦人相談員により必要時に実施した。 ※H27に予算計上し、事業化した。	○	継続実施
			(19)経済的な支援	■各種制度(手当)等を活用し、経済面の支援を充実する。	-	-	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請を案内するなど、経済面の支援を行った。	職員により必要時に実施した。	○	継続実施
			(20)就労の支援	■被害者の状況に応じた就職や転職のための相談を行う。	-	-	各区相談窓口にて、被害者の状況に応じた就労に関する相談を行った。	職員により必要時に実施した。	○	継続実施
				■ひとり親家庭を対象とした職業訓練の機会を提供する。	-	-	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内し、就労の支援を図った。	母子家庭等就業・自立支援センター 相談実績(延件数) 来所 H24:526 H25:501 H26:665 電話 H24:960 H25:847 H26:446	○	継続実施
			(21)住居の確保に向けた支援	■DV被害者に対し市営住宅の優遇措置入居の制度を実施する。	-	-	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施した。	優遇措置実施実績 H24 25名 H25 18名 H26 15名	○	継続実施
				■DV被害者が民間賃貸住宅等についてもスムーズに入居できるように情報提供体制の整備を図る。	-	-	DV被害者に対して、入居できる民間賃貸住宅情報を「市すまいアップコーナー」にて提供した。	窓口にて必要時に実施した。	○	継続実施
	(22)転所(園)・転校・就学支援	■円滑な転所(園)・転校・就学手続きが出来るように配慮する。	-	-	保育所(園)については各区子ども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行った。	別称での転所(園)、転校の許可や居住地での入学許可などを行った。	○	継続実施		
■保育所(園)や学校での情報管理を徹底する。		-	-	保育所(園)や学校において情報管理を徹底した。	-	○	継続実施			
(23)子どもにかかるサービスの情報提供	■住民票がなくても居住していることが明らか場合には、適切に情報提供を行い、居住地での予防接種や健診等が受けられるようにする。	-	-	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図った。	居住地で健診や予防接種などが受けられるよう居住地への依頼文の発行などを行った。	○	継続実施			

計画内容				実施状況		自己評価	次期計画への位置づけ		
基本方針	施策の方向	施策名	取組内容	目標(指標)					
				計画策定時	計画終了時	取り組んだ内容	実績等		
7. DV被害者やその子ども達への事後のフォローの充実		(24)心身の回復支援の充実	■男女共同参画センターの精神科医による相談やこころの健康センターによる相談などを活用し、DV被害者の心身の回復に役立て、状況に応じて、医療機関や自助グループ等の情報を提供する。	-	-	男女共同参画センターの精神科医による相談やこころの健康センターの精神保健福祉相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。	男女共同参画センター精神科医 H26 月1回実施 延15件 こころの健康センター精神保健福祉相談 H26 延1,866件相談 うちDV8件	○	継続実施
			■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。	-	-	男女共同参画センターにて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施した。	H24~H26 月1回(第3水曜日)	○	継続実施
		(25)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■児童相談所と連携し、子どもの心理的ケアを検討する。	-	-	児童相談所の臨床心理士と連携し、必要に応じて、子どもの心理的ケアを実施した。	-	○	継続実施
			■DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムの実施について検討する。	心理教育プログラム実施なし	心理教育プログラムの実施 連続講座 1回	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施した。	連続講座の実績 H24 高学年プログラム H25 低学年プログラム H26 低学年プログラム	○	継続実施
		(26)子育て支援の充実	■地域の母子家庭等に母子の自立に向けた支援、子どもたちを対象とした支援を行う。	-	-	各区こども家庭課に、母子家庭等就業相談員兼母子父子自立支援員を配置し、DV被害から自立を図る母子等に対し、就業・自立に向けた支援や生活・子育てに関わる相談・支援を行った。	-	○	継続実施
基本方針Ⅳ 連携体制の整備	8. 関係機関との連携強化	(27)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■要保護児童及びDV被害者等について、市、関係機関、関係団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携体制の下、要保護児童やDV被害者等の早期発見や適切な保護を図る。	-	-	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行った。	代表者会議 H24 1回 H25 0回 H26 2回 実務者会議 H24 18回 H25 18回 H26 18回	○	継続実施
			■DV被害者支援の充実を図るために、既存の会議を活用し、関係部署との連携を図る。	DV事例検討会の開催数 1回	DV事例検討会の開催数 2回	婦人相談員が対応に困った事例について、DV事例検討会を開催し、対応について検討を行った。	実施回数 H24 2回 H25 3回 H26 6回	○	継続実施
		(29)医療機関との連携	■医療機関に対して、DV被害者への情報提供の方法や各区保健福祉センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知し連携を図る。	-	マニュアル作成及び配布	DV相談カードを両市立病院に配布し、DV関係課の支援について周知を図った。 千葉県作成の医療機関マニュアルを両市立病院をはじめとした市内医療機関等へ配布した。	-	○	継続実施
		(30)千葉県や警察との連携	■被害者の相談や安全確保について、千葉県や警察と緊密な連携・協力の下に対応する。	-	-	千葉県主催の会議及び研修会で相談や安全確保について意見交換を行い、連携を強めた。 児童虐待対応連絡会議を活用し、県警と連携を図った。	H26:年5回 H26:年1回	○	継続実施
			(31)法律相談機関との連携	■市の法律相談などにおいて、DV被害者への情報提供の方法や各区保健福祉センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知し、連携を図る。	-	-	DV被害者等の相談窓口の情報についてのリーフレット等を法律相談を行っている各区地域振興課の窓口に配架するとともに、必要に応じて法律相談で活用した。	-	○
		■弁護士会や法テラス等とDV被害者に支援を行うために連携を図る。		-	-	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と事例研究などを実施し、連携を図った。	事例検討会 H25:3回 H26:6回 事例研究件数 H25:15件 H26:15件	○	継続実施
		(32)民間団体との連携	■幅広いDV被害者支援を実践できるように、民間団体との連携・協力を深める。	-	-	千葉県主催DV被害者支援民間団体との会議に出席し、連携を図った。 市内民間シェルター設置団体と被害者支援等について連携を図った。	H26 DV被害者支援民間団体との会議に出席し、民間団体の取組内容を確認し、緊急時等の協力を依頼した。 被害者支援について随時電話での情報交換の他、事業を通して連携を図った。	○	継続実施
9. DV被害者支援体制強化	(33)配偶者暴力相談支援センター(仮称)の設置	■配偶者からの暴力防止と被害者保護のための中核的機関・施設としての配偶者暴力相談支援センター(仮称)を整備する。	-	-	H25.10 配偶者暴力相談支援センター開設 H26 配偶者暴力相談支援センター運営	H26開設日時 月~金 9時~16時 相談件数 H25:726件 H26:1,871件 被害者相談証明書 H25:41件 H26:132件	○	検討実施	

◇現行計画評価(取組内容についての評価)総括

施策数	33	自己評価区分	取組内容数	割合
取組内容数	48	概ね達成…○	45	93.8%
		未達成…△	3	6.2%
		未実施…×	0	0.0%

◇取組内容の次期計画への位置づけ

次期計画においては、	位置づけ区分	取組内容数	割合
1. 施策として概ね同様な内容にて実施する必要性あり	継続実施	46	95.8%
2. 内容を見直して施策を実施する必要性あり	検討実施	2	4.2%
3. 必要性、効果等が乏しいため次期計画では未実施	廃止	0	0.0%